

一管区水路通報第14号

令和8年4月10日

第一管区海上保安本部

第166項	北海道南岸	函館港付近及び恵山岬南方～襟裳岬南方・海洋調査
第167項	北海道南岸	内浦湾～襟裳岬西方・・・・・・・・海洋調査
第168項	北海道南岸	襟裳岬南方・・・・・・・・射撃訓練
第169項	北海道南岸	襟裳岬南南東方～納沙布岬南東方・・・・海洋調査
第170項	北海道南岸	十勝港南方・・・・・・・・波除堤一部倒壊
第171項	北海道南岸	釧路港・・・・・・・・観測機器設置
第172項	北海道北岸	サロマ湖（第1湖口及び第2湖口）・・・・アイスブーム撤去作業
第173項	北海道北岸	紋別港・・・・・・・・小型船舶操縦訓練
第174項	北海道西岸	礼文島・・・・・・・・魚礁設置作業
第175項	北海道西岸	羽幌港南方・・・・・・・・掘下げ作業
第176項	北海道西岸	石狩湾港・・・・・・・・掘下げ作業等
第177項	北海道西岸	小樽港・・・・・・・・水深減少
第178項	北海道西岸	神威岬西方～松前港南方・・・・海洋調査
第179項	北海道西岸	岩内港・・・・・・・・浅所存在
第180項	北海道周辺	・・・・・・・・船舶通航信号所復旧

お 知 ら せ

- 「海氷情報センター」について
海氷情報は下記Webページにより入手できます。
URL : <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/1center.html>



一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係
〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階)
TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190

- 船舶交通安全のための情報提供について
海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

「水路通報」

種 類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語 英語	インターネット(原則として毎週1回又は随時)

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL:<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

「航行警報」

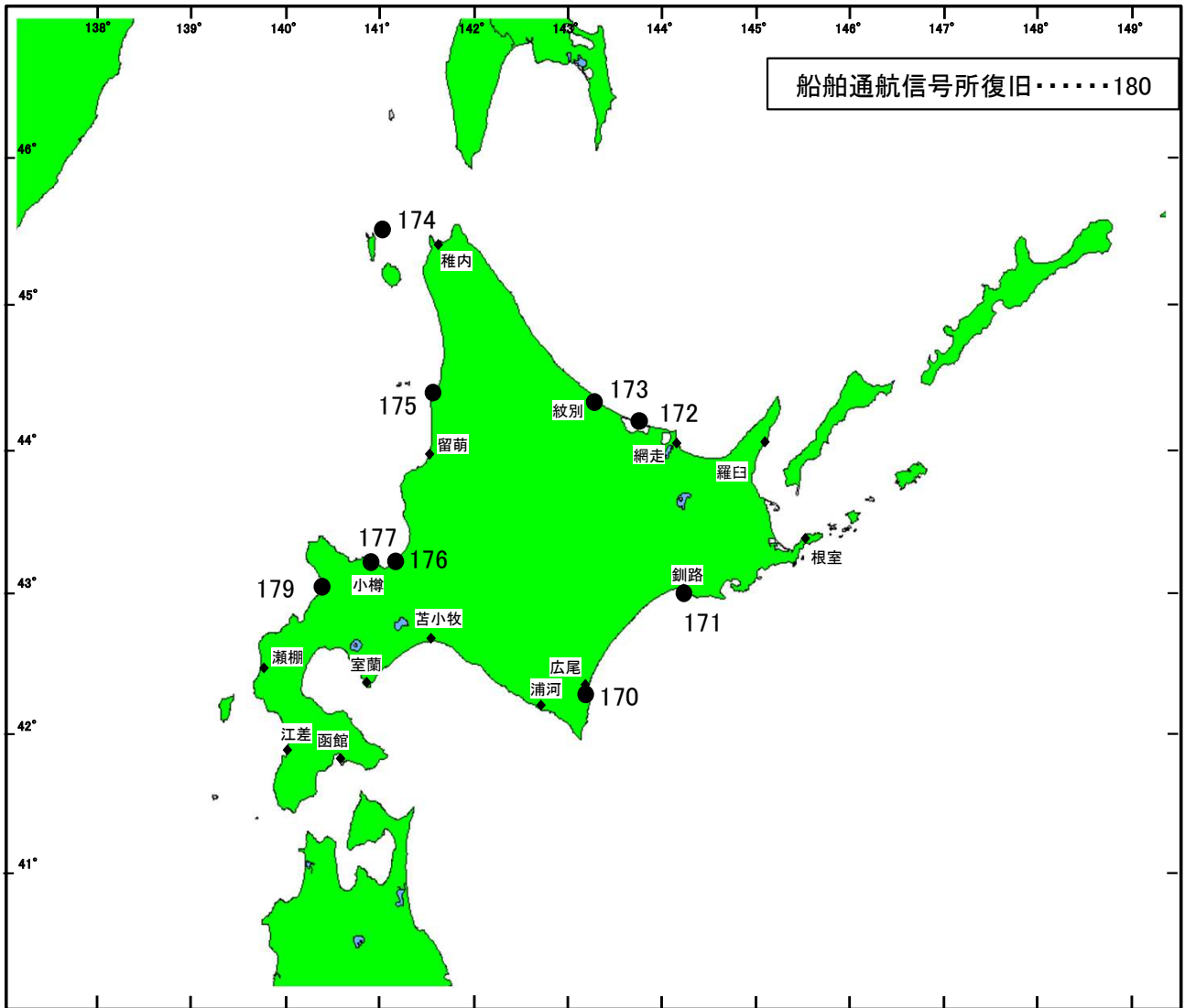
水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

種 類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語 英語	無線電話 インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語 英語	自動受信方式 インターネット
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大洋海域	随時、定時(1日2回)	英語	通信衛星による 自動受信方式、 インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>

索引図



※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。

●印で表現できない広範囲に及ぶ166～169, 178項については各項を参照ください。

8年166項 北海道南岸 — 函館港付近及び恵山岬南方～襟裳岬南方 海洋調査

下記区域で、調査船「金星丸(151t)」による海洋調査が実施される。

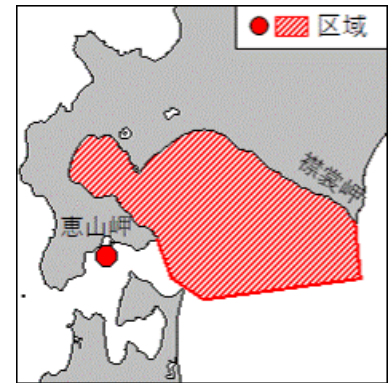
期 間 令和8年4月14日～28日

- 区 域 1 下記地点付近
41-40N 140-40E
- 2 下記6地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
(1) 42-05N 143-00E (岸線上)
(2) 42-00N 143-00E
(3) 41-30N 143-00E
(4) 41-20N 141-40E
(5) 41-30N 141-20E
(6) 41-49N 141-11E (岸線上)

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W9-W43

出 所 函館水産試験場



8年167項 北海道南岸 — 内浦湾～襟裳岬西方 海洋調査

下記区域で、調査船「金星丸(151t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和8年5月8日～15日

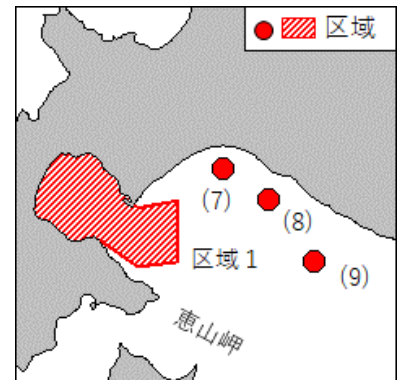
- 区 域 1 下記6地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
(1) 42-18.1N 141-00.2E (岸線上)
(2) 42-17.9N 141-03.8E
(3) 42-20.0N 141-20.0E
(4) 42-00.0N 141-20.0E
(5) 41-58.4N 141-02.3E
(6) 42-07.1N 140-45.6E (岸線上)

- 区 域 2 下記3地点付近
(7) 42-30.0N 141-40.0E
(8) 42-20.0N 142-00.0E
(9) 42-00.0N 142-20.0E

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W9-W43

出 所 函館水産試験場



8年168項 北海道南岸 — 襟裳岬南方 射撃訓練

下記区域で、航空機による空対空射撃訓練が実施される。

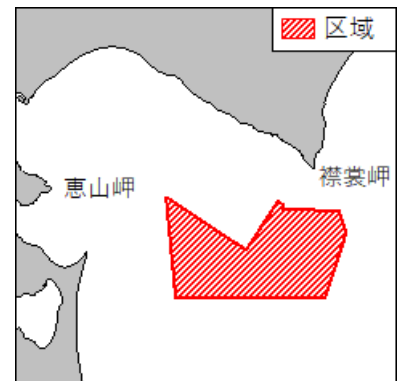
期 間 令和8年5月1日～30日(日曜日及び祝日を除く) 0800～1700

区 域 下記9地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 41-45-39N 142-05-17E
(2) 41-27-10N 142-42-46E
(3) 41-44-09N 142-57-46E
(4) 41-43-09N 142-59-46E
(5) 41-41-38N 142-59-46E
(6) 41-40-45N 143-26-26E
(7) 41-33-10N 143-29-46E
(8) 41-10-10N 143-19-46E
(9) 41-10-10N 142-09-47E

海 図 W43

出 所 防衛省防衛政策局



8年169項 北海道南岸 ー 襟裳岬南南東方～納沙布岬南東方 海洋調査

下記区域で、調査船「北辰丸(255t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和8年4月14日～27日

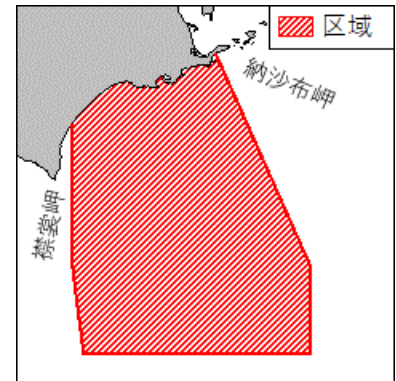
区 域 下記6地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

- (1) 43-18.6N 145-36.5E (岸線上)
- (2) 41-00.2N 146-59.8E
- (3) 40-00.2N 146-59.8E
- (4) 40-00.2N 143-39.8E
- (5) 41-00.2N 143-29.7E
- (6) 42-32.8N 143-29.8E (岸線上)

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W3-W1070

出 所 釧路水産試験場



8年170項 北海道南岸 ー 十勝港南方、音調津漁港 波除堤一部倒壊

一管区水路通報8年11号120項削除

下記区域で、波除堤が一部倒壊している。

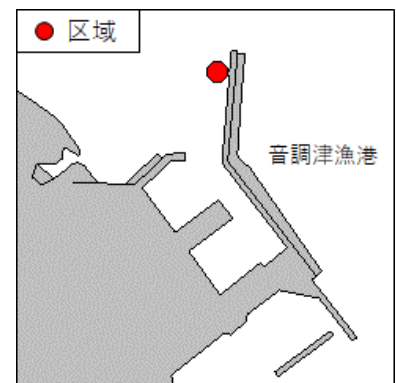
区 域 下記地点付近

42-13-37N 143-19-15E

備 考 上記区域を灯付浮標3基で標示

海 図 W27

出 所 広尾海上保安署



8年171項 北海道南岸 ー 釧路港、外港 観測機器設置

下記位置に、観測機器が設置される。

期 間 令和8年4月20日まで(設置作業)

令和8年4月21日～6月30日(設置期間)

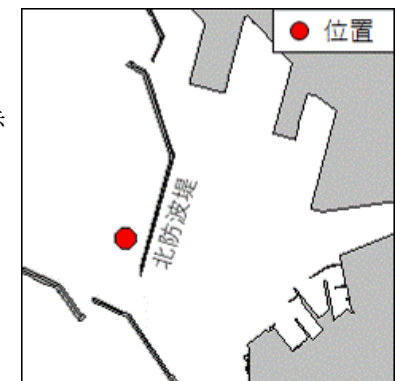
令和8年7月1日～31日(撤去作業)

位 置 42-58-45.5N 144-21-27.0E

備 考 観測機器は灯(毎2秒に1せん光)及びレーダー反射器付浮標で標示

海 図 W31

出 所 釧路港長



8年172項 北海道北岸 — サロマ湖（第1湖口及び第2湖口）

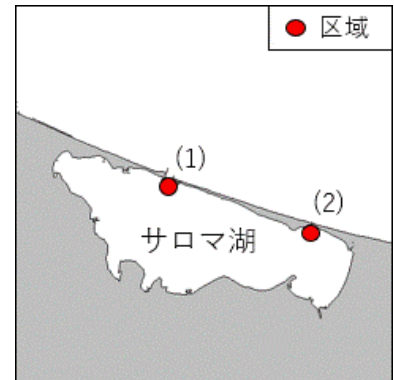
アイスブーム撤去作業

一管区水路通報7年50号830項関連

下記区域で作業船によるアイスブーム撤去作業が実施されている。

期 間 令和8年4月30日まで 日出～日没
区 域 下記2地点付近
(1) 44-10.4N 143-47.0E（第1湖口）
(2) 44-08.6N 143-55.6E（第2湖口）

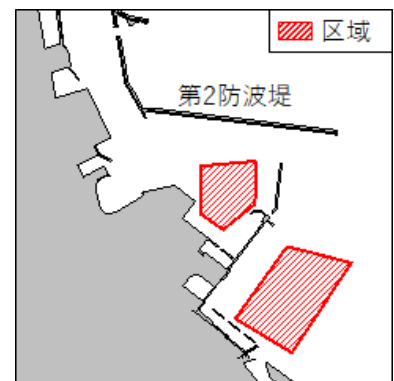
海 図 W1039
出 所 紋別海上保安部



8年173項 北海道北岸 — 紋別港 小型船舶操縦訓練

図に示す区域で、小型船舶操縦訓練が実施される。

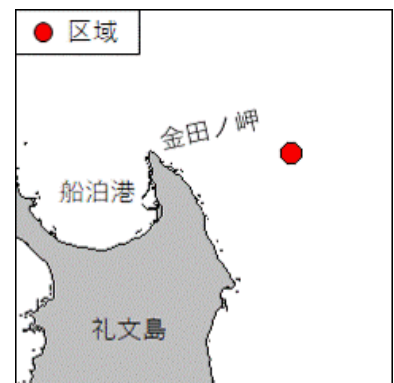
期 間 令和8年4月20日～27日 0700～日没
備 考 訓練実施中、区域内に浮標設置
海 図 W29（紋別港）
出 所 紋別海上保安部



8年174項 北海道西岸 — 礼文島、金田ノ岬東方 魚礁設置作業

下記区域で、作業船による魚礁設置作業が実施されている。

期 間 令和8年10月30日まで
区 域 下記地点付近
45-27.7N 141-05.4E
備 考 角型魚礁（高さ3.0m、39基）を設置
海 図 W1043
出 所 第一管区海上保安本部

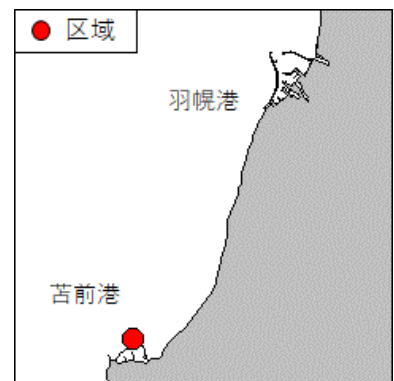


8年175項 北海道西岸 — 羽幌港南方、苫前港 掘下げ作業

下記区域で、作業船による掘下げ作業が実施される。

期 間 令和8年4月15日～5月29日 日出～日没
区 域 下記地点付近
44-19-10N 141-39-17E（港口付近）

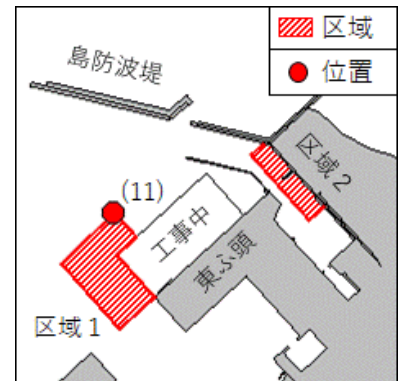
海 図 W1045
出 所 留萌海上保安部



8年176項 北海道西岸 — 石狩湾港 掘下げ作業等

下記区域等で、作業船による掘下げ作業実施及び波高計が設置される。

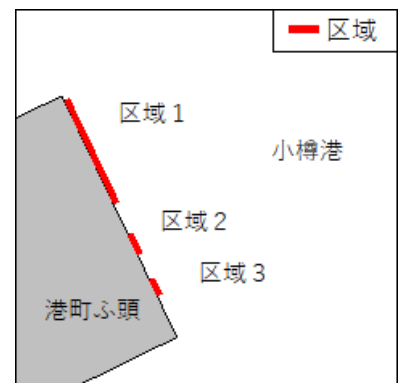
期 間	令和8年4月13日～8月25日 日出～日没
区 域	1 下記6地点を結ぶ線により囲まれる区域 (1) 43-13-04N 141-17-48E (2) 43-13-01N 141-17-52E (3) 43-12-58N 141-17-48E (4) 43-12-52N 141-17-56E (5) 43-12-48N 141-17-49E (6) 43-12-57N 141-17-38E
区 域	2 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域 (7) 43-13-05N 141-18-28E (岸線上) (8) 43-13-03N 141-18-25E (9) 43-13-12N 141-18-14E (10) 43-13-14N 141-18-16E (岸線上)
位 置	下記地点 (波高計) (11) 43-13-04N 141-17-48E
備 考	区域2は黄色灯付浮標 (毎2秒に1せん光) で標示 上記(11)は黄色灯付浮標 (毎4秒に1せん光) で標示
海 図	W7
出 所	石狩湾港長



8年177項 北海道西岸 — 小樽港、第1区 水深減少

下記区域に、水深減少区域が存在する。

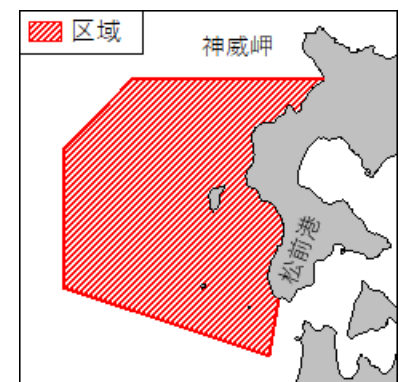
区 域	1 下記2地点を結ぶ線上付近 海図記載水深より約0.8m～1.7m減少している (最浅水深 10.9m) (1) 43-11-58.6N 141-00-42.2E (2) 43-11-54.7N 141-00-44.7E
	2 下記2地点を結ぶ線上付近 海図記載水深より約0.5m減少している (最浅水深 12.0m) (3) 43-11-53.6N 141-00-45.4E (4) 43-11-52.8N 141-00-45.9E
	3 下記2地点を結ぶ線上付近 海図記載水深より約0.5m～0.6m減少している (最浅水深 11.8m) (5) 43-11-51.9N 141-00-46.5E (6) 43-11-51.3N 141-00-46.9E
海 図	W5
出 所	第一管区海上保安本部



8年178項 北海道西岸 — 神威岬西方～松前港南方 海洋調査

下記区域で、調査船「金星丸(151t)」による海洋調査が実施される。

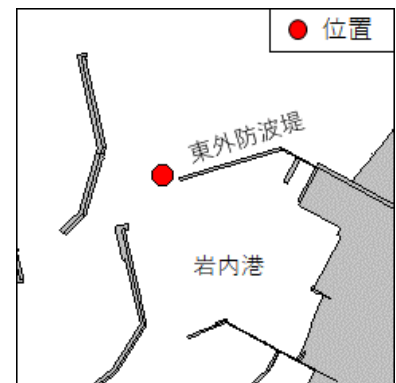
期 間	令和8年4月14日～28日
区 域	下記6地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域 (1) 41-25.3N 140-05.3E (岸線上) (2) 41-00.2N 139-59.8E (3) 41-30.2N 137-59.8E (4) 42-30.1N 137-59.8E (5) 43-00.1N 138-39.8E (6) 43-00.1N 140-31.7E (岸線上)
備 考	停船して観測機器を垂下する
海 図	W43-W1154
出 所	函館水産試験場



8年179項 北海道西岸 — 岩内港 浅所存在

下記位置に、浅所が存在する。

位 置 下記地点
42-59-56.7N 140-30-42.3E 水深 約 6.5m
海 図 W 3 9 (岩内港)
出 所 第一管区海上保安本部



8年180項 北海道周辺 船舶通航信号所復旧

一管区水路通報8年10号117項削除

情報提供を一時休止していた下記送受信所は復旧した。

海 岸 局 茂津多岬送受信所 (識別番号 004310107)
参 照 書 誌 4 1 1 8 1 0 1 . 1 番
出 所 第一管区海上保安本部
